

議第 142 号

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

電気自動車の充電に使用される急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目の一部改正が行われたことに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

下 呂 市 長

令和 年下呂市条例第 号

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例

下呂市火災予防条例（平成16年下呂市条例第153号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（燃料電池発電設備）</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第49条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（イを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ハ、ワ及びカを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（燃料電池発電設備）</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（イを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ハ、ワ及びカを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 （略）</p>
<p>（急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等</u>（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105</p>	<p>（急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1</p>

改正後	改正前
<p>号) 第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自動車をいう。<u>第12号において同じ。</u>)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>200キロワット</u>を超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) <u>急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長(消防署長)が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)</u>を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と<u>電気自動車等</u>との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) <u>急速充電設備と電気自動車等</u>が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>急速充電設備と電気自動車等</u>の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>コネクタ</u> (充電用ケーブルを電気自</p>	<p>項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自動車をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>50キロワット</u>を超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と<u>電気を動力源とする自動車等</u>との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(5) <u>急速充電設備と電気を動力源とする自動車等</u>が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) <u>急速充電設備と電気を動力源とする自動車等</u>の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(7)～(11) (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）</u>について、<u>操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(14) <u>充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u></p> <p>(15) <u>複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切り替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u></p> <p>(16) <u>急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>異常な高温とならないこと。</u></p> <p>ハ <u>温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させ</u></p>	<p>(12) <u>急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>る措置を講ずること。</u></p> <p><u>ニ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u></p> <p><u>(17)・(18)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第49条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 急速充電設備 <u>(全出力50キロワット以下のものを除く。)</u></p> <p>(14)・(15) (略)</p>	<p><u>(13)・(14)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第49条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 急速充電設備</p> <p>(14)・(15) (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事が行われている急速充電設備に関する基準の適用については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

電気自動車の充電に使用される急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 構造及び管理の規定の適用を受ける急速充電設備の全出力（充電出力）の上限を、「50 キロワット」から「200 キロワット」まで拡大します。

（第 11 条の 2 関係）

- (2) 「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」という表記にします。

（第 11 条の 2 関係）

- (3) 急速充電設備を屋外に設置する場合は、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない規定を追加します。

（第 11 条の 2 関係）

- (4) 急速充電設備が異常を検知した場合に、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じなければならない規定を追加します。

（第 11 条の 2 関係）

- (5) この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

（附則第 1 項関係）

- (6) この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事が行われている急速充電設備に関する基準の適用については、なお従前の例によることとします。

（附則第 2 項関係）